



金沢市公報

第2501号の2

平成17年(2005年)11月21日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

目次	ページ
告示	
平成2年告示第49号(保存対象物の指定について)の一部改正について(文化財保護課)	1
住民票の職権削除について(市民課)	1
結核予防法の規定に基づく指定医療機関の指定について(地域保健課)	2
結核予防法の規定に基づく指定医療機関の指定の辞退について(")	2
自転車等を移動し、保管したことについて(交通政策課)	2
自転車等の撤去及び保管について(")	3
公告	
浄化槽保守点検業者の登録の更新について(環境保全課)	4
地区計画等の原案の縦覧について(都市計画課)	4
土地区画整理事業の終了の認可について(区画整理課)	4

選挙管理委員会告示	
選挙人名簿から抹消した者について(選挙管理委員会)	5
在外選挙人名簿から抹消した者について(")	5
平成17年12月2日に選挙人名簿に登録する者の氏名等を記載した書面の縦覧場所について(")	5
平成17年12月3日現在の在外選挙人名簿に登録した者の氏名等を記載した書面の縦覧の場所について(")	5
農業委員会告示	
第581回金沢市農業委員会農地部会の招集について(農業委員会事務局)	5
第2回金沢市農業委員会農政振興部会の招集について(")	6

告 示

●金沢市告示第307号

平成2年告示第49号(保存対象物の指定について)の一部を次のように改正する。

平成17年11月21日

金沢市長 山 出 保

表に次のように加える。

日本建築	本岡家住宅	金沢市元町2丁目7番7号	金沢市元町2丁目7番7号 本岡 歌	平成17年11月21日
日本建築	八田家住宅	金沢市今町ル1番地	金沢市今町ル1番地 八田章子	平成17年11月21日
日本建築	伊東家住宅	金沢市花園八幡町八100番甲地	金沢市花園八幡町八100番甲地 伊東平俊	平成17年11月21日

●金沢市告示第308号

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条及び住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第1項の規定により、次の者の住民票を平成17年11月9日に職権で削除しましたが、本人に通知することが困難なため、同条第4項の規定により告示します。

平成17年11月21日

金沢市長 山 出 保

住 所	氏 名	性別	生年月日
金沢市木倉町6番5号	水 野 中	男	昭和22年5月13日
金沢市八日市1丁目144番地	戸 水 寛	男	昭和16年10月9日
金沢市湖陽2丁目96番地	高 島 敏 雄	男	昭和23年12月16日
金沢市窪5丁目633番地	坂 井 欽 治	男	昭和49年11月23日
金沢市野町2丁目28番4号	佐 藤 勉	男	昭和25年3月9日
金沢市田上本町ヲ43番地	浅 田 穰	男	昭和44年10月21日
金沢市広岡2丁目11番29号	藤 井 英 夫	男	昭和37年1月15日
金沢のみどり2丁目1番地1	羽 岡 清	男	昭和24年2月2日
金沢市松村2丁目291番地	高 橋 博 和	男	昭和35年12月22日
金沢市瓢箪町20番22号	坂 下 勝	男	昭和36年5月5日

●金沢市告示第309号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第1項の規定により、指定医療機関として次の医療機関を指定したので、結核予防法施行令（昭和26年政令第142号）第2条の5第1項の規定により告示します。

平成17年11月21日

金沢市長 山 出 保

名 称	所 在 地	開 設 者	指定年月日
たけうち内科クリニック	金沢市涌波1丁目7番1号	竹内 正勇	平成17年11月1日
とくひさ中央薬局	金沢市野町1丁目3番64号	有限会社 とくひさ 代表取締役 徳久 宏子	平成17年11月1日
なからい小児科クリニック	金沢市田上第5土地区画整理地10街区1番地	医療法人社団 なからい小 児科クリニック 理事長 半井 孝幸	平成17年11月1日
わかひの薬局	金沢市赤土町二4番地9	有限会社 わかひの薬局 代表取締役 池田 智恵子	平成17年11月9日

●金沢市告示第310号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第4項の規定により、次の指定医療機関から指定を辞退する旨の申し出があったので、結核予防法施行令（昭和26年政令第142号）第2条の5第2項において準用する同条第1項の規定により告示します。

平成17年11月21日

金沢市長 山 出 保

名 称	所 在 地	開 設 者	辞退年月日
ワカヒノ薬局	金沢市稚日野町北23番地	池田 智恵子	平成17年11月8日
小原医院	金沢市三口新町3丁目13番22号	小原 隼夫	平成17年11月30日

●金沢市告示第311号

金沢市自転車等駐車場条例（平成3年条例第1号）第11条第1項の規定により、自転車等を移動し、保管したので、金沢市自転車等駐車場条例施行規則（平成3年規則第3号）第7条の規定により、次のとおり告示します。

平成17年11月21日

金沢市長 山 出 保

- 1 保管自転車等が駐車してあった駐車場の名称
金沢市営金沢駅第1自転車駐車場
金沢市営金沢駅第2自転車駐車場

- 金沢市営金沢駅第3自転車駐車場
- 金沢市営金沢駅東自転車駐車場
- 金沢市営西金沢駅前自転車駐車場
- 金沢市営東金沢駅東自転車駐車場
- 金沢市営東金沢駅西自転車駐車場
- 金沢市営森本駅東第1自転車駐車場
- 金沢市営馬替駅前自転車駐車場
- 金沢市営額住宅駅前自転車駐車場
- 金沢市営乙丸駅前自転車駐車場
- 金沢市営割出駅前自転車駐車場
- 金沢市営蚊爪駅前自転車駐車場
- 金沢市営四十万バス停前自転車駐車場
- 金沢市営金石バス停前自転車駐車場
- 金沢市営香林坊自転車駐車場
- 金沢市営柿木畠自転車駐車場
- 金沢市営片町広場自転車駐車場

2 保管自転車等の台数

自転車 132台

3 自転車等を移動し、保管した日

平成17年10月1日から同月31日まで

4 保管自転車等の返還を申し出る場所

金沢市広坂1丁目9番16号

財団法人 金沢まちづくり財団

5 保管自転車等を返還する日時及び場所

日時 平成17年11月21日から平成18年5月21日まで

午前10時から午後7時まで

場所 金沢市昭和町633番地

金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第312号

金沢市自転車等の駐車対策及び放置防止に関する条例（平成6年条例第45号）第6条第2項及び第7条第2項の規定により、自転車等を撤去したので、同条例第9条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成17年11月21日

金沢市長 山 出 保

1 自転車等を撤去した場所及び撤去した自転車等の台数

自 転 車 等 を 撤 去 し た 場 所	撤 去 し た 自 転 車 等 の 台 数	
金沢駅前自転車等放置禁止区域	自 転 車	83 台
	原 動 機 付 自 転 車	13 台
香林坊地区自転車等放置禁止区域	自 転 車	6 台
	原 動 機 付 自 転 車	1 台
西金沢駅前自転車等放置禁止区域	自 転 車	4 台
片町地区自転車等放置禁止区域	自 転 車	2 台
豎町地区自転車等放置禁止区域	自 転 車	6 台
みどり2丁目地内	自 転 車	2 台
高柳町地内	自 転 車	1 台
池田町地内	自 転 車	2 台
泉本町3丁目地内	自 転 車	1 台

豎町地内	自 転 車	1 台
大和町地内	自 転 車	1 台
桜田町地内	自 転 車	1 台
保古町地内	自 転 車	1 台

- 2 自転車等を撤去した日
平成17年10月1日から同月31日まで
- 3 撤去した自転車等を返還する期間及び場所
 - (1) 期間
平成17年11月21日から平成18年5月21日まで
 - (2) 場所
金沢市昭和町633番地
金沢市自転車等保管庫

公 告

金沢市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年条例第36号）第4条第1項の規定により、平成17年11月18日に次の者を浄化槽保守点検業者登録簿に更新登録したので公告します。

平成17年11月21日

金 沢 市 長 山 出 保

登録番号	名 称	住 所
62	エッチ・イー・エス株式会社	白山市村井町625番地 1

金沢市地区計画等の案の作成手続に関する条例（昭和62年条例第46号）第2条の規定により、次の地区計画等の原案を平成17年11月22日から同年12月5日まで金沢市都市整備局都市計画課において公衆の縦覧に供します。

なお、この地区計画等の原案に関する区域内の土地の所有者その他利害関係者は、この地区計画の原案について、平成17年11月22日から同年12月12日までに、金沢市長に意見書を提出することができます。

平成17年11月21日

金 沢 市 長 山 出 保

地区計画等の種類	地区計画等の名称	地区計画等の位置	地区計画等の区域
地区計画	かたつ工業団地地区地区計画	金沢市蚊爪町、北間町、須崎町及び湊2丁目の各一部	別図（登載省略）のとおり

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第13条第1項の規定により、土地区画整理事業の終了を認可したので、同条第4項において準用する同法第9条第3項の規定により、次のとおり公告します。

平成17年11月21日

金 沢 市 長 山 出 保

- 1 土地区画整理事業の名称
金沢市泉が丘農住組合土地区画整理事業
- 2 施行者の名称
金沢市泉が丘農住組合
- 3 事業施行区間
平成14年9月11日から平成18年3月31日
- 4 施行地区
金沢市泉が丘1丁目の一部
- 5 施行認可の年月日

平成14年9月6日
6 終了認可の年月日
平成17年11月17日

選挙管理委員会告示

●金沢市選挙管理委員会告示第83号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の規定により、金沢市野町1丁目3番39号下村 功太郎ほか688人を選挙人名簿から抹消しました。

平成17年11月21日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

●金沢市選挙管理委員会告示第84号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の11の規定により、杉森 郁子を在外選挙人名簿から抹消しました。

平成17年11月21日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

●金沢市選挙管理委員会告示第85号

平成17年12月2日に選挙人名簿に登録する者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面の公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条第1項の規定による縦覧の場所を次のとおり定め、同条第2項の規定により告示します。

平成17年11月21日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

場 所 金沢市広坂1丁目1番1号
金沢市選挙管理委員会

備 考 縦覧日時は、平成17年12月3日から同月7日までの間、毎日午前8時30分から午後5時まで

●金沢市選挙管理委員会告示第86号

平成17年12月3日現在の在外選挙人名簿に登録した者の氏名、経由領事官の名称、最終住所及び生年月日（当該在外選挙人名簿に登録した者がいずれの市町村の住民基本台帳にも記録されることがない者である場合及び平成6年5月1日前に住民基本台帳に登録されたことがある者であって、同日以後いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されることがないものである場合には、その者の氏名、経由領事官の名称及び生年月日）を記載した書面の公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の7第1項の規定による縦覧の場所は、次のとおりです。

平成17年11月21日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

場 所 金沢市広坂1丁目1番1号
金沢市選挙管理委員会

備 考 縦覧日時は、平成17年12月3日から同月7日までの間、毎日午前8時30分から午後5時まで

農業委員会告示

●金沢市農業委員会告示第20号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第22条第4項において準用する同法第21条第1項の規定により、第581回金沢市農業委員会農地部会を招集し、金沢市農業委員会会議規則（昭和36年農業委員会規則第3号）第12条において準用する同規則第3条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成17年11月21日

金沢市農業委員会

農地部会長 島 田 傳 治

1 日時

平成17年11月25日 午後4時30分

2 場所

金沢市議会全員協議会室

3 議案

- (1) 農地法（昭和27年法律第229号）第3条第1項に規定する許可の申請に対する意見決定について
- (2) 農地法第3条第1項に規定する許可の申請について
- (3) 農地競売（公買）適格者証明願について
- (4) 農地法第4条第1項に規定する許可の申請に対する意見決定について
- (5) 農地法第5条第1項に規定する許可の申請に対する意見決定について
- (6) 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- (7) 非農地証明願について
- (8) 農用地利用集積計画の決定に対する意見決定について

●金沢市農業委員会告示第21号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第22条第4項において準用する同法第21条第1項の規定により、第2回金沢市農業委員会農政振興部会を招集し、金沢市農業委員会会議規則（昭和36年農業委員会規則第3号）第12条において準用する同規則第3条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成17年11月21日

金沢市農業委員会

農政振興部会長 米 澤 邦 明

1 日時

平成17年11月25日 午後5時

2 場所

金沢市議会全員協議会室

3 議案

金沢市農業振興地域整備計画の変更に関する意見決定について

●正 誤

平成17年9月22日付け金沢市公報号外第31号の2

頁	箇所	誤	正
12	上から16行目	金沢21世紀美術館	金沢湯涌創作の森、金沢21世紀美術館

平成17年(2005年)11月21日	印刷	発行人	金 沢 市
平成17年(2005年)11月21日	発行	発行所	金 沢 市 役 所
		印刷者	前 川 稔
	定価 120円	印刷所	(株) 共 栄
			石川県金沢市玉銚4丁目166番地